

# 第 1 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 2 年 1 月 3 1 日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	<del>6. 林田寿利</del>	<del>7. 柳田隆喜</del>	<del>8. 田野敏広</del>
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 2 番 中野 誠五 委員 3 番 甲斐 奉文 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和 2 年第 1 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、6 番林田寿利委員、7 番柳田隆喜委員、8 番田野敏広委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は 11 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和 2 年第 1 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。2 番中野誠五委員、3 番甲斐奉文委員、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請</p>

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 1 月 31 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 1 番から 4 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 1 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 59 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 53 歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑 3 筆、1,808 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、シキミとなります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,806 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数は 2 名の労力 1 名です。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山口委員

9 番、山口です。ただ今の事務局の説明のとおりです。譲渡人は町外の郵便局の局長であり、家族経営で昨年までお茶を栽培しておりましたが、両親も高齢のため管理が出来ないというところに、譲受人からシキミを植栽したいので譲ってほしいという話がありまとまったようです。すでにシキミも植栽されきちんと管理されております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 1 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 1 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 2 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 2 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 57 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷字納間の 71 歳の方です。申請地は、西郷田代字中野口原、畑 1 筆、1,779 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は茶となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 6,997 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数は 2 名の労力 2 名になります。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上で

す。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2番、中野です。申請人はいとお同士であります。譲渡人は北郷でハウスでスイートピーなどを作っており、申請地は譲受人が管理をしている状況です。譲受人は現在スクールバスの運転手をしており、将来的には栗を植栽したいということであります。和田集落協定の役員としてもがんばっております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号2番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号2番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号3番の説明をお願いします。

事務局員

8ページをお開きください。受付番号は3番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の78歳の方。譲渡人は、美郷町西郷田代の94歳の方です。申請地は、西郷田代字小川内、田2筆、1,860㎡になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は飼料作物です。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ10,772㎡。家畜は牛が4頭となっております。家族総数は2名の労力2名です。9ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5番、森田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。申請人は親戚になります。譲渡人は94歳と高齢で管理が出来ないため、以前から譲受人に任せております。譲受人は78歳ですがまだまだ元気で畜産関係の仕事をしております。継続の案件になりますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号3番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 3 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 4 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 4 番です。申請人の譲受人が、日向市の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 84 歳の方です。申請地は、北郷宇納間、畑 8 件、田 4 件、合計 12 件の 4,203 ㎡になります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は記載のとおりです。契約内容は、申請書明細のとおりとなっております。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 ㎡。家畜はありません。家族総数は 1 名の労力 1 名です。11 ページが地籍集成図になります。後ほど合意解約の説明をいたしますが、農業者年金の関係で再度同じ人に貸し付けるという設定をいたします。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。申請人は親子になります。先程の事務局の説明のとおり、後ほど説明がありますが、第三者の方が借りる 1 筆分を除外するために、このような処理をさせていただくということになります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 4 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 4 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、議案第 2 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。議案第 2 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。

	<p>令和 2 年 1 月 31 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 5 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
<p>事務局員</p>	<p>14 ページをお開きください。受付番号は 5 番になります。受付月日が、令和 2 年 1 月 16 日。申請人が、美郷町南郷水清谷の 70 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字猪之原、田 2 筆、1,413 m<sup>2</sup>。現況は原野と山林になっています。所有者は、申請人と同一であります。調査年月日は、令和 2 年 1 月 16 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。15 ページが地籍集成図、16 ～ 18 ページが現況写真となります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
<p>藤田委員</p>	<p>12 番、藤田です。申請地は石垣をついた昔からの山田で、道幅が狭く農業用機械等が入りづらいところです。谷は近くにあるが田に水が乗りづらく、獣害の被害も大変多く耕作できなかつたということです。このまま農地として残しておくわけにも行かず、今回の申請になったそうです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 5 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 5 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
<p>局長</p>	<p>19 ページをお開きください。議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があつたので、承認を求める。令和 2 年 1 月 31 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 6 番と 7 番の 2 件となります。詳細は担当がご説明いたします。</p>
<p>事務局員</p>	<p>21 ページをお開きください。受付番号は 6 番になります。申請人は、美郷町北郷字納間の 77 歳の方です。申請地は、北郷字納間字尾戸、田 2 筆、2,255 m<sup>2</sup>にな</p>

ります。申請の理由は、田として管理することが困難なために、杉を植林するとなっています。転用後の用途は山林。転用の時期は、令和 2 年 3 月 1 日着手、3 月 31 日完了予定となっております。22 ページが地籍集成図、23 ページが植林計画図、24・25 ページが現況写真となります。別冊資料で位置を確認してください。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。申請人は 30 数年前に中原地区に転居され、申請地まで耕作に通っています。申請地は階段状になっていて道も狭く、自分も農機具を乗入したくないほどです。水の便も悪く、本人も 77 歳と高齢のため今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 6 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 6 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 7 番の説明をお願いします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号は 7 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 67 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字尾戸、田 2 筆、畑 1 筆の 2,489 m<sup>2</sup>になります。申請の理由は、農地として管理することが困難なために、杉を植栽する。うち約 850 m<sup>2</sup>はすでに植林がされており一部追認となります。転用後の用途が山林。転用の時期が、令和 2 年 3 月 1 日着手、3 月 31 日完了予定となっております。27 ページが地籍集成図、28 ページが始末書、29 ページが植林計画図、30～33 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。先程の説明と同じです。先程の農地よりも水の便が悪く、早くから荒地になっていたため、一部分だけ植林したという経過があります。隣接する農地が植林するなら、同じように植林したいということで今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 7 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
中田委員	いいですか。
議長	どうぞ。
中田委員	4 番、中田です。担当委員の説明で問題ないと思うのですが、もし時間があれば一部現地を見たいのですが。
議長	ただ今中田委員から、現地の調査をしたらという意見がありましたが、状況的には耕作可能な土地の様でもあるのですが、皆さんのご意見はどうですか。 担当委員、耕作の状況について説明していただけますか。
藤本委員	はい、10 番藤本です。申請地の近くに集落がありますが、現在申請人を合わせて 4 軒が米を作っています。うち 3 軒は 5 km ほどの距離をホースで水を引いて米を作っていますが、6 番と 7 番の申請人は単独で谷から水を引かないといけないため作りきらない状況です。以上です。
藤田委員	はい。
議長	どうぞ。
藤田委員	12 番、藤田です。圃場整備がされている土地ですか。中山間は関係ないのでしょうか。
藤本委員	中山間は関係ありません。集落すべてが農振からはずれております。
議長	私も現地を見に行ったのですが、集落では高齢化も進み、耕作を受けてくれる人も無く、集落の中で一番若い申請人も森林組合のトラックに乗っていて、農業にはなかなか手が回らない状態での今回の申請だそうです。 他にありませんか。先程の現地確認の件はどうしますか。 担当委員の説明と現況写真での判断でよろしいですか。  <はい>  他に質疑が無いということで採決に移ります。受付番号 7 番に賛成の方の挙手を求めます。  <全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

34 ページをお開きください。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 1 月 31 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 8 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

36 ページをお開きください。受付番号は 8 番です。申請人の譲受人は 3 名の共有となります。美郷町南郷神門の 72 歳の方、67 歳の方、福岡市の 37 歳の方です。代理申請の行政書士に確認したところ、贈与税を軽減するために 3 名での共有の譲受になったそうです。譲渡人は、美郷町南郷鬼神野の 63 歳の方です。申請地は、南郷神門字黒草、畑 2 筆、198 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、今回の譲受人の 1 人が過去に所有していた 40 年以上前に、作業場兼倉庫を建築したための追認申請となります。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、40 年以上前の年月日不詳となっております。37 ページが地籍集成図、38 ページが始末書、39 ページが土地利用計画図、40・41 ページが現況写真となります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山口委員

9 番、山口です。申請地は、一度裁判所で処理された土地です。親戚である譲渡人が引き受けていたものを、贈与という形で譲受人に戻したものです。申請地に建っている作業場は何十年も前からあり、農地であったという記憶はありません。贈与により所有権移転を行うにあたり、無断で建物を建てた農地であることがわかったため、今回の追認申請となったそうです。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 8 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 8 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

42 ページをお開きください。議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 2 年 1 月 31 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 9 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

44 ページをお開きください。受付番号は 9 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 35 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷宇納間の 84 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、1,314 m<sup>2</sup>になります。利用権の種類は賃借権。利用計画は水稲であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 3,785 m<sup>2</sup>。家族総数 1 名の労力 1 名。利用権設定区分は新規となります。45 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。設定を受ける者は認定農業者であり、米や椎茸等の仕事を 1 人でがんばっております。利用権を設定する土地の隣接地はほとんど耕作しているようです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 9 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 9 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 1 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

46 ページをお開きください。報告第 1 号、農地の賃貸借合意解約書について。

農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和2年1月31日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

47 ページをお開きください。土地の所在は西郷田代の田3筆、農地法第3条で平成31年4月1日から5年間の賃貸借契約を、令和2年1月16日付けで合意解約が成立したことを報告いたします。但し、土地の引渡しは令和2年3月31日といたします。以上です。

事務局員

49 ページをお開きください。土地の所在は北郷宇納間の13筆になります。農地法第3条の使用貸借で、平成12年6月1日から10年間の賃貸借契約（以後継続）を、令和2年1月14日付けで合意解約が成立したことを報告いたします。但し、土地の引渡しは令和2年1月31日といたします。以上です。

議長

報告ですが、何か質問はありますか。

<なし>

無いようですので次に移ります。

議案第6号、法令遵守の申し合わせ決議について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

52 ページをお開きください。議案第6号、法令遵守の申し合わせ決議について。農業委員会の法令遵守の申し合わせについての決議を求める。令和2年1月31日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

53 ページをお開きください。決議の内容を読み上げていきます。

<決議文、読み上げ>

以上です。

議長

議案第6号の提案内容の説明がありました。本案件に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

局長

ありがとうございます。本案件は、原案通り可決いたしました。  
それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和2年第1回美郷町農業委員会総会を終了いたします。  
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 中野 誠五

美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文

